

弘前市特定事業主行動計画の実施状況及び弘前市における女性の活躍状況の公表（令和８年７月３１日）

弘前市では、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）（以下「女性活躍推進法」という。）に基づき「弘前市特定事業主行動計画～次世代育成支援対策推進法・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律～」を策定・実施しています。今般、女性活躍推進法第 19 条第 6 項に基づき、行動計画の実施状況を以下のとおり取りまとめましたので公表いたします。あわせて、女性活躍推進法第 21 条の規定に基づき、弘前市における女性の活躍状況を公表いたします。

《職業生活における機会の提供に関する実績》

（１）職員の男女の給与の額の差異（令和 7 年度）

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	88.4%
全職員	71.2%

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

（１）役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	99.2%
本庁課長相当職	98.2%
本庁課長補佐相当職	96.4%
本庁係長相当職	94.7%

（２）勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	86.9%
31～35年	97.5%
26～30年	93.5%
21～25年	90.7%
16～20年	91.6%

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
11～15年	89.9%
6～10年	91.5%
1～5年	88.3%

【説明欄】

(任期の定めのない常勤職員)

○扶養手当、寒冷地手当について、女性職員よりも男性職員の方が一人当たりの受給額が多い。

○相対的に給与水準の高い役付職員において男性職員の割合が高い。その結果、管理職手当、役職加算のある賞与について男性職員の一人当たりの受給額が多くなっている。

(任期の定めのない常勤職員以外)

○給与水準の異なる様々な任用形態（暫定再任用職員、会計年度任用職員等）を同区分として集計しているため、各任用形態に占める男女比率が男女の給与の差異により多く反映されている。任用形態ごとの比較では女性が男性を上回る場合もあるが、常勤職員同様の勤務時間となる職員区分では男性職員の割合が高く、短時間勤務の職員区分では女性職員の割合が高い。

(全職員)

○相対的に給与水準が高い常勤職員では男性職員の割合が高く、常勤職員以外の職員では女性職員の割合が高い。

以上のことを主な理由として、男女の給与に差異が生じている。

(2) 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	行動計画における目標 (令和11年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
管理的地位にある職員	30.0%	10.5%	8.2%	7.3%

【説明欄】

- ・割合は各年度の4月1日現在のもの。
- ・「管理的地位にある職員」とは、課長級以上の職員をいう。

(3) 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
部長級	12.5%	15.4%	14.8%
本庁課長相当職	9.9%	5.6%	4.3%
本庁課長補佐相当職	23.2%	25.6%	26.6%
本庁係長相当職	38.4%	38.5%	39.3%

【説明欄】

・割合は各年度の4月1日時点のもの。

(4) 採用した職員に占める女性職員の割合（令和8年4月1日時点）

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
採用した職員	52.8%	46.9%	54.3%

【説明欄】

・割合は各年度の4月1日時点のもの。

(5) 採用試験の受験者の総数に占める女性の割合（令和7年度）

※令和4年度から、一次試験での性別確認を行っていない。

(6) 中途採用の男女別実績（令和7年度）

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
男性	2人	5人	14人
女性	4人	4人	9人

(7) 職員に占める女性職員の割合

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
任期の定めのない常勤職員	34.7%	35.6%	36.5%
任期の定めのない常勤職員 以外の職員	21.8%	24.4%	24.6%
計	33.9%	34.8%	35.9%

【説明欄】

・割合は各年度の4月1日時点のもの。

《職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績》

(1) 離職率の男女の差異（平均継続勤務年数の男女の差異）（令和7年度）

区分	離職率	離職者の年代別割合								
		19～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～61
男性	2.6%	4.5%	0%	2.2%	3.0%	2.1%	0%	1.6%	3.1%	19.4%
女性	1.6%	0%	5.2%	1.4%	1.5%	0%	0%	0%	3.6%	12.5%

(2) 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	行動計画における目標 (令和11年度)	令和5年度	令和6年度	令和7年度
男性	100%	56.5%	100%	70%
女性	100%	100%	100%	100%

会計年度任用職員

区分	行動計画における目標	令和5年度	令和6年度	令和7年度
男性	100%	—	—	—
女性	100%	100%	100%	100%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1 週間未満	0%	0%	—	0%
1 週間以上 2 週間未満	0%	0%	—	0%
2 週間以上 1 月以下	30%	0%	—	16.7%
1 月超 3 月以下	20%	0%	—	33.3%
3 月超 6 月以下	50%	0%	—	33.3%
6 月超 9 月以下	0%	0%	—	16.7%
9 月超 12 月以下	0%	66.7%	—	0%
12 月超 24 月以下	0%	33.3%	—	0%
24 月超	0%	0%	—	0%

【説明欄】

・会計年度任用職員について、男性は対象者なし。

(3) 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率並びに合計取得日数の分布状況（令和7年度）

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
配偶者出産休暇取得率	100%	100%	95%
育児参加のための休暇の取得率	78.3%	77.8%	80%
合計取得率	59.1%	74.6%	61.4%

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
合わせて5日以上の子育て休業を取得した職員の割合	43.5%	72.2%	45.0%
平均取得日数	4.1日	5.2日	4.3日

(4) 職員（管理職以外）の勤務時間の状況

i) 職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

行動計画における目標	令和5年度	令和6年度	令和7年度
一人当たりの月平均時間外勤務の 時間数：令和5年度現状値以下	9.0 時間／月	8.0 時間／月	8.4 時間／月

ii) 職員に占める超過勤務の上限を超えた職員の割合

令和5年度	令和6年度	令和7年度
3.5%	2.5%	3.2%

(5) 職員の年次休暇等の取得日数の状況（令和7年）

i) 平均取得日数 ※20 日以上付与されたものに限る

令和5年	令和6年	令和7年
13.7 日	13.9 日	13.7 日

ii) 取得日数が5日未満の職員割合

令和5年	令和6年	令和7年
6.6%	5.9%	8.0%